

年金制度改革法⑤(標準報酬月額の上限引上げ)

保険料や年金額の計算に使う賃金の上限の引上げを行い、一定以上の月収のある方に、賃金に応じた保険料を負担いただくことで、現役時代の賃金に見合った年金が受け取りやすくなります。



新たな上限に該当する人や企業の保険料は増えますが、将来の年金額も増えます。

厚生年金等の保険料や年金額の計算に使う賃金の上限を**月65万円から75万円**に引き上げます。
 [2027年9月から68万円、2028年9月から71万円、2029年9月から75万円に段階的に引き上げ]

見直しの効果

- 賃上げが行われる中で、賃金が月65万円を超える方に、賃金に応じた保険料を負担いただき、これまでよりも、**現役時代の賃金に見合った年金を受け取れる**ようにします。

※月65万円の賃金は、平均的にはボーナス込みで年収1,000万円に相当します。
 ※会社員男性の約10%が65万円の上限に該当しており、賃金が上限を超えると保険料が相対的に低く抑えられ、年金額も低くなります。

- さらに**厚生年金全体の給付水準が上昇**します。



賃金月65万円以下の方の保険料は変化しません

【例】賃金月75万円以上の方の保険料と金額の変化

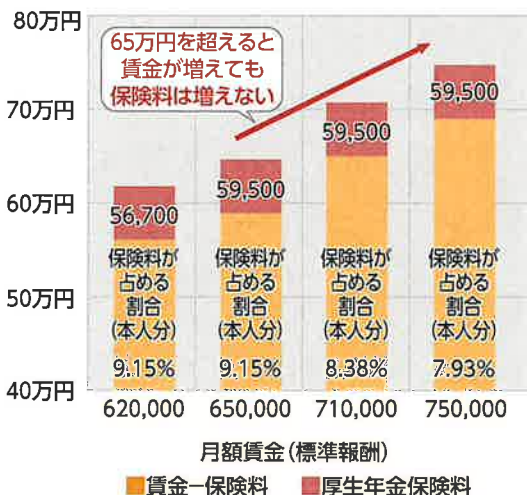
	保険料(本人負担)の変化 事業主が同額を負担します	年金額の変化
月75万円以上の方	+月9,100円 (社会保険料控除を考慮すると+月約6,100円) 月59,500円 ⇒ 月68,600円 (65万円の9.15%) (75万円の9.15%)	10年該当すると+月約5,100円(終身) (年金課税を考慮すると+月約4,300円)

※社会保険料控除、年金課税は、一定の前提をおいて試算しています。

【参考】

① 賃金に対する厚生年金保険料の割合(本人負担分)

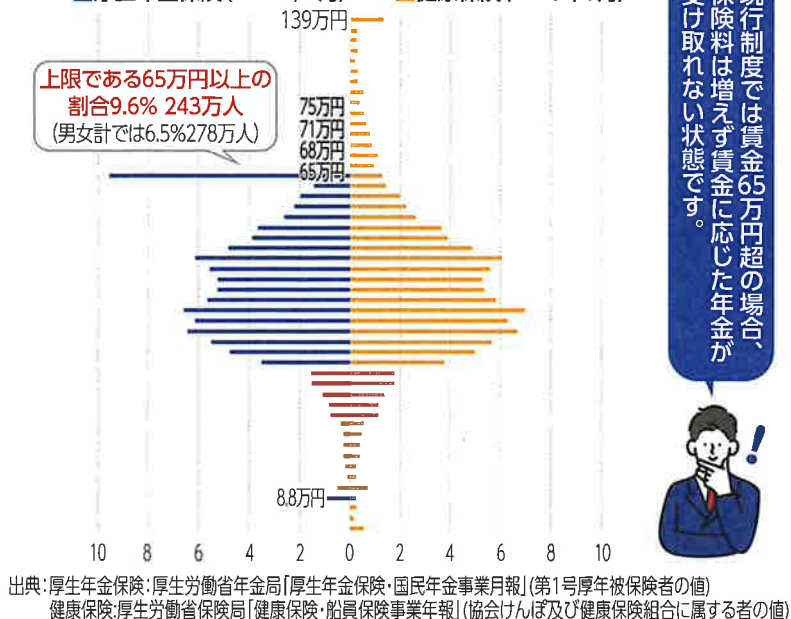
(現行制度)
 賃金月65万円(賞与を含めると平均で年収1,000万円程度)を超える方は、実際の賃金に対する保険料の割合が低く、賃金に応じた年金を受け取ることができない状態となっています。



② 賃金別(標準報酬)の被保険者数の分布(男性)

■厚生年金保険(2024年6月) ■健康保険(2023年3月)

上限である65万円以上の割合9.6% 243万人(男女計では6.5%278万人)



現行制度では賃金65万円超の場合、保険料は増えず賃金に応じた年金が受け取れない状態です。



記載の税務または社会保障制度のお取扱いは、2025年12月現在の社会保障制度に基づいた一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いは異なる場合があります。また、このお取扱いは将来変更される可能性があります。個別のお取扱いについて、くわしくは所轄の年金事務所等にご確認ください。

「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

出典:厚生労働省HP



アクサ生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3

TEL 03-6737-7777 (代表)

www.axa.co.jp/

お問合せ先・担当者

アクサ生命保険株式会社
 松本営業所

〒390-0811 松本市中央1-23-1 松本商工会館
 TEL 0263-36-5483 (代)

岩間あかね